

改 正 案	現 行
<p>（住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第三条 法第三条第五項（法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項、第十四条及び第十五条第一項において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券の価額）</p> <p>第四条 法第三条第五項（法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により有価証券を住宅建設瑕疵担保保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国債証券については、その額面金額（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。第十五条第一項において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第三条 法第三条第五項（法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国債証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項、第十四条及び第十五条第一項において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券の価額）</p> <p>第四条 法第三条第五項（法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により有価証券を住宅建設瑕疵担保保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国債証券については、その額面金額（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。第十五条第一項において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第五条 (略)

2 前項の届出書には、当該基準日における法第三条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前六月間に引き渡した新築住宅に関する事項を記載した別記第一号の二様式による一覽表を添付しなければならない。

3 法第四条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 新たに法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(以下単に「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。)と締結した住宅建設瑕疵担保責任保険契約を証する書面

(住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)

第六条 法第五条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第二号様式による確認申請書を、その建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第二項の一覽表

二 (略)

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認)

第九条 法第六条第二項第三号の確認を受けようとする同条第一項に規定する発注者は、別記第三号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出し

(住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第五条 (略)

2 前項の届出書には、当該基準日における法第三条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前六月間に引き渡した新築住宅に関する建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四十条の三の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 法第四条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 新たに住宅瑕疵担保責任保険法人と締結した住宅建設瑕疵担保責任保険契約を証する書面

(住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)

第六条 法第五条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第二号様式による確認申請書を、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第二項の帳簿の写し

二 (略)

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認の申請)

第九条 法第六条第二項第三号の確認を受けようとする者は、別記第三号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

なければならない。

2 前項の確認申請書には、法第六条第一項の瑕疵があること及びその瑕疵によつて損害が生じたことを証する書面並びに同条第二項第三号の供託建設業者が死亡した場合又は前条各号に掲げる場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の確認申請書を受理したときは、遅滞なく、法第六条第一項の権利（以下この章において単に「権利」という。）の調査をしなければならない。

4 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一 第二項の規定により添付された書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が法第六条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。

二 当該確認申請書を受理した日（当該確認申請書を受理した日前三十日以内に受理した当該確認申請書に記載された供託建設業者に係る第一項の確認申請書又は住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（平成二十一年<sup>法務省</sup>国土交通省<sup>令</sup>第 号。以下「保証金規則」という。）第二条第一項の技術的確認の申請書（既に第十項第二号の規定による合計額の算定の対象となる期間内に受理されたものを除く。以下この号において「対象確認申請書等」という。）があるときは、対象確認申請書等を受理した日のうち最も早い日。以下この章において「受理日」という。）における当該供託建設業者が供託をしている住宅建設瑕疵担保保証金の額（受理日前にされた当該供託建設業者に係る第一項の規定による確認の申請及び保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申請のうち、前項の規定による権利の調査又は保証金規則第二条第三項の規定による権利の調査の結果、権利を有することが確認さ

2 前項の確認申請書には、法第六条第一項の瑕疵があること及びその瑕疵によつて生じた損害の額を証する書面並びに同条第二項第三号の供託建設業者が死亡した場合又は前条各号に掲げる場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

- れ、まだ住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けていないものに係る金額  
(これらの権利の調査に要した第八項に規定する損害調査費用を含む。  
)に相当する額を除く。以下この章において「受理日供託額」という。  
)が、受理日以後当該確認申請書を受理した日までの間に受理した対象  
確認申請書等(前号の規定により権利の調査を行わないこととされたも  
の及び次項ただし書の規定により同項の損害調査を行わないこととされ  
たものを除く。)に係る戸数に十万円を乗じた額以下であるとき。
- 5| 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、住宅瑕疵担保  
責任保険法人に、第一項の規定による確認の申請に係る損害についての調  
査(以下この章において「損害調査」という。)を行わせるものとする。  
ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認め  
られるときは、この限りでない。
- 6| 住宅瑕疵担保責任保険法人は、損害調査を行うときは、その役員又は職  
員のうち、国土交通大臣が別に定める要件を備える者に損害調査を実施さ  
せなければならない。
- 7| 住宅瑕疵担保責任保険法人は、損害調査を終えたときは、直ちに、当該  
確認の申請に係る損害が法第六条第一項の瑕疵により生じた損害に該当す  
るか否か並びに該当する場合は当該損害の内容及び額について報告書を作  
成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 8| 国土交通大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、受理日から起算  
して三十日を経過した日(当該報告書の提出を受けた日が受理日から起算  
して三十日を経過した日より後の日であるときは、当該報告書の提出を受  
けた日)以後、遅滞なく、当該報告書に係る損害調査を実施した住宅瑕疵  
担保責任保険法人に対し、当該損害調査に要する費用として国土交通大臣  
が別に定める費用(以下この章において「損害調査費用」という。)に係  
る別記第三号の様式による確認書を交付しなければならない。ただし、

第十項第二号に該当するときは、これを交付してはならない。

- 9| 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の確認申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）が権利を有することを確認したときは、受理日から起算して三十日を経過した日（当該権利を有することを確認した日が受理日から起算して三十日を経過した日より後の日であるときは、当該権利を有することを確認した日）以後、遅滞なく、申請者に別記第三号の三様式による確認書を交付しなければならない。この場合において、当該確認書に記載する損害賠償請求権の額は、受理日供託額から損害調査費用を控除した額を限度とする。

- 10| 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の確認書を交付してはならない。

- 一| 第三項の規定による権利の調査の結果に基づき権利を有することが確認された金額が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額以下の場合
- イ| 一戸建て住宅 十万円
  - ロ| 共同住宅等 五十万円又は当該確認申請書に係る共同住宅等の合計戸数に十万円を乗じた額のいずれか低い額
  - 二| 受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までにされた当該供託建設業者に係る第一項の規定による確認の申請及び保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申請のうち、第三項の規定による権利の調査又は保証金規則第三条第三項の規定による権利の調査の結果、権利を有することが確認されたものに係る金額（これらの権利の調査に要した損害調査費用を含む。）の合計額が、受理日供託額を超える場合
- 11| 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

- 一| 第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、申請者が権利を有し

ていないことが確認された場合

- 二 第四項各号のいずれかに該当する場合
- 三 前項第一号に該当する場合

(権利の申出)

第九条の二 国土交通大臣は、前条第十項第二号に該当する場合は、遅滞なく、六十日を下らない一定の期間内に国土交通大臣に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは当該公示に係るこの条から第九条の四までの規定による手続（以下この条において「配当手続」という。）から除外されるべきことを公示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による公示をしたときは、その旨を次に掲げる者に対して通知しなければならない。

- 一 受理日以後当該公示をした日までの間に、前項の規定による公示に係る供託建設業者に関する前条第一項の確認申請書又は保証金規則第二条第一項の技術的確認の申請書を提出した者
- 二 当該供託建設業者

3 第一項の規定による公示があつた後は、受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までの間に当該公示に係る供託建設業者に関する前条第一項の確認申請書又は保証金規則第二条第一項の技術的確認の申請書を提出した者が、その申請を取り下げた場合においても、配当手続の進行は、妨げられない。

4 第一項に規定する権利の申出をしようとする法第六条第一項に規定する発注者は、権利を有することを証する書面を添付して、別記第三号の四様式による申出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 第一項の規定による公示をした場合にあつては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第

(新設)

一項の規定による確認の申請又は保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）又は保証金規則第二条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

6 第四項の申出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出された場合における第一項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（権利の調査）

第九條の三 国土交通大臣は、前条第四項の規定による権利の申出を受けたときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一 前条第四項の規定により添付された書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が法第六条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。

二 受理日供託額が受理日以後当該権利の申出を受けた日までの間に受理した前条第四項の規定による権利の申出（前号の規定により権利の調査を行わないこととされたもの及び次項において準用する第九条第五項ただし書の規定により損害調査を行わないこととされたものを除く。）に係る戸数に十万円を乗じた額以下であるとき。

3 第九条第五項から第七項までの規定は、第一項の権利の調査について準

（新設）

用する。

(配当表の作成等)

第九条の四 国土交通大臣は、第九条の二第三項に規定する者に係る第九条第三項の規定による権利の調査若しくは保証金規則第二条第三項の規定による権利の調査又は第九条の二第一項の期間内に同条第四項の規定による権利の申出をした者に係る前条第一項の規定による権利の調査（以下この条において「権利調査」という。）の結果に基づき、これらの者が権利を有することを確認したときは、速やかに、権利を有することが確認された者に係る配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該配当表に係る供託建設業者に通知しなければならない。

2 配当の順位は、次に掲げる順位による。

一 損害調査費用

二 権利調査により権利を有することが確認された者が有する権利で、二千万円以下のものは全額、二千万円を超えるものは二千万円までの額

三 前号に掲げるものを除く同号の者が有する権利

3 同一順位において配当をすべき債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

4 国土交通大臣は、配当の実施のため、供託規則第二十七号から第二十八号の二までの書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の手続をしたときは、同項の支払委託書の写しを供託建設業者に交付しなければならない。

(公示の方法)

(新設)



第九条の五 第九条の二第一項及び前条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

(住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認)

第十二条 (略)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認をしたときは、別記第六号の二様式による取戻承認書を交付するものとする。

(住宅建設瑕疵担保保証金に関する説明事項)

第十三条 法第十条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示

二 (略)

(住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第十六条 (略)

2 前項の届出書には、当該基準日における法第十一条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前六月間に引き渡した新築住宅に関する事項を記載した別記第七号の二様式による一覧表を添付しなければならない。

3 (略)

(住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)

第十七条 法第十三条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第八号様式による確認申請書を、その宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七

(新設)

(住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認)

第十二条 (略)

(住宅建設瑕疵担保保証金に関する説明事項)

第十三条 法第十条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の名称

二 (略)

(住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第十六条 (略)

2 前項の届出書には、当該基準日における法第十一条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前六月間に引き渡した新築住宅に関する宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第四十九条の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 (略)

(住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)

第十七条 法第十三条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第八号様式による確認申請書を、その宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受け

十六号) 第三条第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第二項の一覧表

二 (略)

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認)

第二十条 法第十四条第二項第三号の確認を受けようとする者<sup>1</sup>は、別記第九号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、法第十四条第一項の瑕疵があること及びその瑕疵によって損害が生じたことを証する書面並びに同条第二項第三号の供託宅地建物取引業者が死亡した場合又は前条各号に掲げる場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の確認申請書を受理したときは、遅滞なく、法第十四条第一項の権利(以下この章において単に「権利」という。)の調査をしなければならない。

4 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一 第二項の規定により添付された書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が法第十四条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。

二 当該確認申請書を受理した日(当該確認申請書を受理した日前三十日以内に受理した当該確認申請書に記載された供託宅地建物取引業者に係る第一項の確認申請書又は保証金規則第十八条第一項の技術的確認の申請

た国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第二項の帳簿の写し

二 (略)

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認の申請)

第二十条 法第十四条第二項第三号の確認を受けようとする者<sup>1</sup>は、別記第九号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、法第十四条第一項の瑕疵があること及びその瑕疵によって生じた損害の額を証する書面並びに同条第二項第三号の供託宅地建物取引業者が死亡した場合又は前条各号に掲げる場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

- 書（既に第十項第二号の規定による合計額の算定の対象となる期間内に受理されたものを除く。以下この号において「対象確認申請書等」という。）があるときは、対象確認申請書等を受理した日のうち最も早い日。以下この章において「受理日」という。）における当該供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕疵担保証金の額（受理日前にされた当該供託宅地建物取引業者に係る第一項の規定による確認の申請及び保証金規則第十八条第一項の規定による技術的確認の申請のうち、前項の規定による権利の調査又は保証金規則第十八条第三項の規定による権利の調査の結果、権利を有することが確認され、まだ住宅販売瑕疵担保証金の還付を受けていないものに係る金額（これらの権利の調査に要した第八項に規定する損害調査費用を含む。）に相当する額を除く。以下この章において「受理日供託額」という。）が、受理日以後当該確認申請書を受理した日までの間に受理した対象確認申請書等（前号の規定により権利の調査を行わないこととされたもの及び次項ただし書の規定により同項の損害調査を行わないこととされたものを除く。）に係る戸数に十万円を乗じた額以下であるとき。
- 5| 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、住宅瑕疵担保責任保険法人に第一項の規定による確認の申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。
- 6| 住宅瑕疵担保責任保険法人は、損害調査を行うときは、その役員又は職員のうち、国土交通大臣が別に定める要件を備える者に損害調査を実施させなければならない。
- 7| 住宅瑕疵担保責任保険法人は、損害調査を終えたときは、直ちに、当該確認の申請に係る損害が法第十四条第一項の瑕疵により生じた損害に該当

するか否か並びに該当する場合は当該損害の内容及び額について報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

8| 国土交通大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、受理日から起算して三十日を経過した日（当該報告書の提出を受けた日が受理日から起算して三十日を経過した日より後の日であるときは、当該報告書の提出を受けた日）以後、遅滞なく、当該報告書に係る損害調査を実施した住宅瑕疵担保責任保険法人に対し、当該損害調査に要する費用として国土交通大臣が別に定める費用（以下この章において「損害調査費用」という。）に係る別記第九号の様式による確認書を交付しなければならない。ただし、第十項第二号に該当するときは、これを交付してはならない。

9| 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の確認申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）が権利を有することを確認したときは、受理日から起算して三十日を経過した日（当該権利を有することを確認した日が受理日から起算して三十日を経過した日より後の日であるときは、当該権利を有することを確認した日）以後、遅滞なく、申請者に別記第九号の様式による確認書を交付しなければならない。この場合において、当該確認書に記載する損害賠償請求権の額は、受理日供託額から損害調査費用を控除した額を限度とする。

10| 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の確認書を交付してはならない。

- 一 第三項の規定による権利の調査の結果に基づき権利を有することが確認された金額が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額以下の場合
- イ 一戸建て住宅 十万円
- ロ 共同住宅等 五十万円又は当該確認申請書に係る共同住宅等の合計戸数に十万円を乗じた額のいずれか低い額

二 受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までにされた当該供託宅地建物取引業者に係る第一項の規定による確認の申請及び保証金規則第十八条第一項の規定による技術的確認の申請のうち、第三項の規定による権利の調査又は保証金規則第十八条第三項の規定による権利の調査の結果、権利を有することが確認されたものに係る金額（これらの権利の調査に要した損害調査費用を含む。）の合計額が、受理日供託額を超える場合

11 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

- 一 第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、申請者が権利を有していないことが確認された場合
- 二 第四項各号のいずれかに該当する場合
- 三 前項第一号に該当する場合

（権利の申出）

第二十条の二 国土交通大臣は、前条第十項第二号に該当する場合は、遅滞なく、六十日を下らない一定の期間内に国土交通大臣に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは当該公示に係るこの条から第二十条の四までの規定による手続（以下この条において「配当手続」という。）から除外されるべきことを公示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による公示をしたときは、その旨を次に掲げる者に対して通知しなければならない。

一 受理日以後当該公示をした日までの間に、前項の規定による公示に係る供託宅地建物取引業者に関する前条第一項の確認申請書又は保証金規則第十八条第一項の技術的確認の申請書を提出した者

二 当該供託宅地建物取引業者

（新設）

3 第一項の規定による公示があつた後は、受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までの間に当該公示に係る供託宅地建物取引業者に関する前条第一項の確認申請書又は保証金規則第十八条第一項の技術的確認の申請書を提出した者が、その申請を取り下げた場合においても、配当手続の進行は、妨げられない。

4 第一項に規定する権利の申出をしようとする法第十四条第一項に規定する買主は、権利を有することを証する書面を添付して、別記第九号の四様式による申出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 第一項の規定による公示をした場合にあつては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による確認の申請又は保証金規則第十八条第一項の規定による技術的確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）又は保証金規則第十八条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

6 第四項の申出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出された場合における第一項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（権利の調査）

第二十条の三 国土交通大臣は、前条第四項の規定による権利の申出を受けるときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定に

（新設）

かわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一 前条第四項の規定により添付された書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が法第十四条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。

二 受理日供託額が受理日以後当該権利の申出を受けた日までの間に受理した前条第四項の規定による権利の申出（前号の規定により権利の調査を行わないこととされたもの及び次項において準用する第二十条第五項ただし書の規定により損害調査を行わないこととされたものを除く。）に係る戸数に十万円を乗じた額以下であるとき。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、第一項の権利の調査について準用する。

（配当表の作成等）

第二十条の四 国土交通大臣は、第二十条の二第三項に規定する者に係る第二十条第三項の規定による権利の調査若しくは保証金規則第十八条第三項の規定による権利の申出をした者に係る前条第一項の規定による権利の調査（以下この条において「権利調査」という。）の結果に基づき、これらの者が権利を有することを確認したときは、速やかに、権利を有することが確認された者に係る配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該配当表に係る供託宅地建物取引業者に通知しなければならない。

2 配当の順位は、次に掲げる順位による。

一 損害調査費用

二 権利調査により権利を有することが確認された者が有する権利で、二千万円以下のものは全額、二千万円を超えるものは二千万円までの額

三 前号に掲げるものを除く同号の者が有する権利

（新設）

3 同一順位において配当をすべき債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

4 国土交通大臣は、配当の実施のため、供託規則第二十七号から第二十八号の二までの書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の手續をしたときは、同項の支払委託書の写しを供託宅地建物取引業者に交付しなければならない。

(公示の方法)

第二十條の五 第二十條の二第一項及び前條第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行ふ。

(住宅販売瑕疵担保保証金に関する説明事項)

第二十一條 法第十五條の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示

二 (略)

(準用)

第二十二條 第十條から第十二條までの規定は、供託宅地建物取引業者について準用する。この場合において、第十條第一項中「法第七條第二項」とあるのは「法第十六條において読み替へて準用する法第七條第二項」と、「同條第一項」とあるのは「法第十六條において読み替へて準用する法第七條第一項」と、「別記第四號様式」とあるのは「別記第十號様式」と、同條第二項中「前項」とあるのは「第二十二條において読み替へて準用す

(新設)

(住宅販売瑕疵担保保証金に関する説明事項)

第二十一條 法第十五條の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の名称

二 (略)

(準用)

第二十二條 第十條から第十二條までの規定は、供託宅地建物取引業者について準用する。この場合において、第十條第一項中「法第七條第二項」とあるのは「法第十六條において読み替へて準用する法第七條第二項」と、「同條第一項」とあるのは「法第十六條において読み替へて準用する法第七條第一項」と、「別記第四號様式」とあるのは「別記第十號様式」と、同條第二項中「前項」とあるのは「第二十二條において読み替へて準用す



る第十条第一項」と、第十一条中「法第八条第一項」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第二項」と、「別記第五号様式」とあるのは「別記第十一号様式」と、同条及び第十二条中「建設業法第三条第一項の許可」とあるのは「宅地建物取引業法第三条第一項の免許」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（法第二条第三項に規定する信託会社等にあつては、国土交通大臣）」と、「同条第一項中「法第九条第二項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準用する法第九条第二項」と、「別記第六号様式」とあるのは「別記第十二号様式」と、「同条第二項中「別記第六号の様式」とあるのは「別記第十二号の様式」と読み替えるものとする。

#### 附則

(経過措置)

#### 第二条 (略)

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、別記第一号様式、別記第二号様式、別記第七号様式及び別記第八号様式中「1の附欄ロイロ」とあるのは、「第10条第1条ただし書に規定する規定の施行の日から1の基準日までの間」とする。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「国債証券」の下に「（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条に

る第十条第一項」と、第十一条中「法第八条第一項」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第二項」と、「別記第五号様式」とあるのは「別記第十一号様式」と、同条及び第十二条中「建設業法第三条第一項の許可」とあるのは「宅地建物取引業法第三条第一項の免許」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（法第二条第三項に規定する信託会社等にあつては、国土交通大臣）」と、「同条中「法第九条第二項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準用する法第九条第二項」と、「別記第六号様式」とあるのは「別記第十二号様式」と読み替えるものとする。

#### 附則

(経過措置)

#### 第二条 (略)

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、別記第一号様式、別記第二号様式、別記第八号様式及び別記第九号様式中「1の附欄ロイロ」とあるのは、「第10条第1条ただし書に規定する規定の施行の日から1の基準日までの間」とする。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「国債証券」の下に「（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において

において同じ。）」を加え、「額面金額」の下に「（その権利の帰属が社債  
株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録によ  
り定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された  
金額。）」を加える。

(略)

同じ。）」を加え、「額面金額」の下に「（その権利の帰属が社債等の振  
替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるもの  
とされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。）」を  
加える。

(略)

#### 附則

この省令は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。ただし、附則第四条の改正規定は、公布の日から施行する。